

令和7年度（第3回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：令和8年2月24日（火） 15時～

場所：市民活動センター 2階会議室

<次 第>

1. 開 会

2. 部会長の選任

3. 議 事

【報告事項】

報告1 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

報告2 指定介護予防支援の一部委託について

報告3 通所型サービスAの法改正に伴う弾力化への対応について

報告4 単位老人クラブ運営費補助金の見直しについて

4. その他

地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

介護保険法により、【居宅介護支援／介護予防支援／地域密着型サービス／介護予防・日常生活支援総合事業】に関する指定権限は市町村と規定されています。

下記事業者より、新規更新等の申請がなされたことから、運営等の内容につきまして、介護保険法施行規則等による運営基準に基づき審査し、指定更新、休止及び廃止をしましたのでご報告を申し上げます。

■居宅介護支援

居宅要介護者が適切な介護サービスを利用できるようケアプランの作成等の支援を受けられる

<指定更新／3件>

指定開始年月日	令和8年3月7日	
指定満了年月日	令和14年3月6日	
事業者	法人名	合同会社介護相談つくし
	所在地	恵庭市恵み野東2丁目7番5
事業所	事業所名	介護相談つくし
	所在地	恵庭市恵み野東2丁目7番5

指定開始年月日	令和8年4月1日	
指定満了年月日	令和14年3月31日	
事業者	法人名	社会福祉法人 恵望会
	所在地	恵庭市柏木町429番地の6
事業所	事業所名	恵望園居宅介護支援事業所
	所在地	恵庭市柏木町429番地の6

指定開始年月日	令和8年4月1日	
指定満了年月日	令和14年3月31日	
事業者	法人名	医療法人社団 恵庭南病院
	所在地	恵庭市住吉町2丁目4番14号
事業所	事業所名	ケアプランステーション恵庭みなみ
	所在地	恵庭市住吉町2丁目4番14号

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な人の入所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられる

<休止／2件>

休止年月日	令和8年1月1日	
事業者	法人名	社会福祉法人いちはつの会
	所在地	恵庭市南島松6番地4
事業所	事業所名	地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園
	所在地	恵庭市南島松6番地1

休止年月日	令和8年1月1日	
事業者	法人名	社会福祉法人いちはつの会
	所在地	恵庭市南島松6番地4
事業所	事業所名	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 島松ふくろうの園
	所在地	恵庭市南島松6番地1

■地域密着型通所介護

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる

<廃止／1件>

廃止年月日	令和7年11月30日	
事業者	法人名	株式会社 SHARE
	所在地	北海道札幌市中央区南十条西14丁目1-5 SHAREビル2階
事業所	事業所名	短時間デイサービススマリハ恵庭
	所在地	恵庭市大町4丁目2番27

■介護予防支援

主に要支援の方のケアプランを作成し、介護サービス利用の支援をする

<廃止／1件>

廃止年月日	令和8年3月31日	
事業者	法人名	医療法人社団 慶心会
	所在地	恵庭市恵み野西5丁目3-1
事業所	事業所名	恵庭市きた地域包括支援センター
	所在地	恵庭市島松本町1丁目11-1

■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の状況や環境に応じて、訪問、通い、宿泊を組み合わせたサービスを受けられる

<休止／1件>

休止年月日	令和8年1月1日	
事業者	法人名	社会福祉法人 いちはつの会
	所在地	恵庭市南島松6番地4
事業所	事業所名	小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの森
	所在地	恵庭市南島松6番地1

■看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスを受けられる

<休止／1件>

休止年月日	令和8年1月1日	
事業者	法人名	社会医療法人 北農会
	所在地	恵庭市恵み野西2丁目3番地5
事業所	事業所名	恵み野看護小規模多機能居宅介護「はあとの家」
	所在地	恵庭市恵み野西2丁目3番地10

■訪問介護相当サービス

自宅など、利用者が日常的に生活している場を訪問して、介助や援助を提供

<指定更新／1件>

指定開始年月日	令和7年12月10日	
指定満了年月日	令和13年12月9日	
事業者	法人名	株式会社ニチイ学館
	所在地	東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ
事業所	事業所名	ニチイケアセンター恵庭こがね
	所在地	恵庭市黄金中央2丁目5-8

指定介護予防支援の一部委託について

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができることと定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

これまで指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託する際には、各指定介護予防支援事業所(各地域包括支援センター)から「任意様式」にて恵庭市へ届出されており、委託する内容や届け出る条件にばらつきがある状態でした。



このことから、要領と様式を制定し、提出条件の統一化や委託する内容の一元化を図りました。
(→委託する「個人」に対して報告するのではなく、委託する「事業所」に追加・変更がある際に本部会へ報告することとしました。)

【令和8年2月1日 現在での一部委託の状況】

指定介護予防支援の一部委託先事業者数		委託する内容(※)	委託する期間
恵庭市ひがし地域包括支援センター	10事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市みなみ地域包括支援センター	14事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市きた地域包括支援センター	11事業所	1～10	自動更新 有
恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター	11事業所	1、3～9	自動更新 有

(※)委託する内容

1	利用申込の受付
2	契約締結
3	介護予防支援のためのアセスメント
4	介護予防サービス計画原案の作成
5	サービス担当者会議の開催
6	介護予防サービス計画の交付(利用者、家族への説明及び同意を得ること)
7	サービス提供に係る連絡調整
8	モニタリング
9	計画の達成状況の評価
10	給付管理業務

通所型サービス A の法改正に伴う弾力化への対応について

1. 現状について

令和6年度の介護保険制度改正により、住み慣れた地域でのつながりを維持し、シームレスな支援を提供することを目的に、本来は総合事業対象者と要支援者が利用できる「通所型サービス A」（総合事業）を、要介護状態と認定された後も継続して利用できる「弾力化」が導入されました。

しかし、恵庭市では「通所型サービス A」の指定を受けている4か所全てで「通所介護（広域型）」及び「地域密着型通所介護」のいずれかの指定も同時に受けているため、要介護に認定された後も継続して同じ事業所を利用することが可能となっています。

※通所型サービス A・・・通常の「介護（予防）通所介護」よりも人員基準や設備基準を緩和したデイサービス。

2. 恵庭市における対応について

上記の現状から、恵庭市では将来的な需要に備えて法令上の整備を先行して実施することとします。具体的には以下の通りです。

① 規則等の改正

・「恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則」及び「恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和した通所型サービスの実施に関する要綱」において規定する対象者に、要介護状態となった後も継続して利用できる「継続利用要介護者」を追加する。

② サービスコードの修正

・事業者が介護報酬の請求において必要となるサービスコードを、「継続利用要介護者」に対応できるよう作成する。

3. スケジュール

令和8年2月24日：第3回恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護専門部会報告
～3月31日：「恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則」の改正
4月1日～：「恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和した通所型サービスの実施に関する要綱」の改正及びサービスコードの作成

※サービスコードについては、3月下旬以降に国保連より元データが提供されるため、4月以降に要綱の改正と併せて作成する。

単位老人クラブ運営費補助金の見直しについて

1. 見直しの経緯、考え方

高齢者人口が増加する中、行政だけでは手の届かない、地域における高齢者の支え合いや地域を豊かにする社会活動をより展開するためには、その中心的な役割を担っている老人クラブ連合会加入クラブの組織率を高めることが重要です。

こうした観点により、老人クラブ及び会員の活動意欲の向上と継続性をより高めるため、単位老人クラブに対する運営費補助金の見直しを行い、高齢者の生活や地域を豊かにするための活動の推進を促します。

2. 見直し案の内容及び現行との比較

現 行	見 直 し 案
<p>【患者連加入クラブ】</p> <p>◎基本額（単位クラブへの支出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（一律補助） 36,000円 (3,000円×12か月) ・新規加入者勧誘運動強化費 10,000円 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 1人/2,000円 ・加入者負担分の助成 なし 	<p>【患者連加入クラブ】</p> <p>◎基本額（単位クラブへの支出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（会員数区分による段階的補助） <ul style="list-style-type: none"> 29人以下 46,000円 30人～49人 52,000円 50人～69人 58,000円 70人～89人 64,000円 90人～109人 70,000円 110人以上 76,000円 ・新規加入者勧誘運動強化費 廃止 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 1人/2,000円 ・加入者負担分の助成 1人/500円
<p>【患者連未加入クラブ】</p> <p>◎基本額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（一律補助） 36,000円 (3,000円×12か月) ・新規加入者勧誘運動強化費 10,000円 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 1人/2,000円 	<p>【患者連未加入クラブ】</p> <p>◎基本額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額分（一律補助） 36,000円 (3,000円×12か月) ・新規加入者勧誘運動強化費 廃止 <p>◎加算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者加算 廃止

3. スケジュール

- 令和8年2月24日：第3回恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護専門部会報告
- 2月26日：老人クラブ連合会理事会にて加入クラブへ「見直し案」説明
老人クラブ連合会未加入クラブへの周知開始
- 4月1日～：新運営費補助事業の運用開始予定

